

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 大阪市北区芝田一丁目16番1号

事業者名 阪急電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋田 泰夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新造車両	・京都線に新造車1300系を2編成導入	・実施済み
改造工事車両	・神戸線の7000系1編成に改良工事を施工 ・宝塚線の8000系1編成に改良工事を施工 ・京都線の8300系1編成に改良工事を施工	・実施済み ・実施済み ・実施済み

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<社員教育> 障害者団体と連携した研修の実施 <資格取得> 障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・沿線の障害者支援団体と連携し、運輸部所属の社員向けの研修や講演会を開催する。 ・運輸部（現業）の社員のサービス介助士資格習得を推進する（取得費用については会社で負担している）。	毎年度継続 毎年度継続

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・移動等円滑化の推進体制として、当社では都市交通事業本部における経営課題等について審議を行うコア事業会議（議長：都市交通事業本部長）を定期的実施しており、必要に応じ、当該会議体の中で進捗確認のほか、所与の課題の解決を図る。（毎年度継続）

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページ上で公表

(4) その他

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	186 編成 1,291 (両)	60 編成 476 (両)	153 編成	0 編成	0 編成	60 編成	186 編成
(合計)	186 編成 1,291 (両)	60 編成 476 (両)	153 編成	0 編成	0 編成	60 編成	186 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	